

政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン

〔平成 22 年 月 日
政策評価各府省連絡会議了承案〕

本ガイドラインは、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえて、評価書の作成等について標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展等を踏まえ、所要の見直しを行う。

1 評価書・要旨の作成等

国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することは政策評価の主たる目的の一つであり、必要に応じ、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝える一方で、その詳細な情報についても国民に提供するため、評価書とその要旨の役割分担を明確にするものとする。

また、政策評価を行う過程において使用した資料については、外部からの検証を可能とするため、適切に保存するものとする。

(1) 評価書・要旨の役割分担

評価書については、法定記載事項を明確に記載し、評価結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることに留意するものとする。

要旨については、評価として備えるべき要素を盛り込みつつ、国民にとって当該評価書の主な内容が端的に分かるよう簡潔に作成するものとする。

各行政機関は、評価書及び要旨の役割の違いに留意しつつ、(2)に掲げる事項を踏まえ、所管する政策の特性に応じた評価書の様式を規定するものとする。

(2) 評価書の作成等に当たっての留意事項

ア 法定記載事項ごとに記載する標準的な内容は、主として以下のとおりである。

① 政策評価の対象とした政策

評価対象政策の目的、目標、手段、根拠法令、政策体系上の位置付け、背景等を記載する。個々の公共事業の評価については、概要図又はその所在情報も記載する。

② 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

部局又は機関については、おおむね課レベルまで記載するとともに、時期についてはできる限り具体的に記載する。

③ 政策評価の観点

必要性、効率性、有効性等の観点について、具体的に当該政策についてどのように当てはめたのかを記載する。

④ 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果の把握の際に使用した仮定や前提条件等も含めて記載する。

⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記載する。

⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報について記載する。その際、外部からの検証可能性が確保されることが必要であることに留意する。

i 記載に当たっての留意事項は、以下のとおりである。

(i) データ

- ・ データの名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。また、データには、基準時点又は対象期間を付記する。
- ・ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 3 項に定める公的統計については、使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。ただし、意識調査等については、調査方法、質問用紙及び使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法及び計算結果とともに、使用したデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 定性的なデータ（ケーススタディ、インタビュー等における個別事例）については、データの代表性や客觀性に留意して、調査方法を評価書に記載する。

(ii) 文献等

- ・ 文献等の名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。

ii 個々の公共事業の評価については、以下にも留意する。

- ・ 便益の算定に関して需要等の予測を行う場合、予測モデル、当該予測に用いたデータ及び予測結果の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析については、使用した公的統計その他のデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析マニュアル等については、公表する。

⑦ 政策評価の結果

政策効果の把握の結果を基礎として、学識経験者の意見等も踏まえ、必要性、効率性、有効性等の観点に照らして、総合的に導き出された判定、評価の結論的なコメント及び評価結果の政策への反映の方向性を記載する。

イ 政策のコスト・効果については評価書に記載するなどして明示するよう努める。

ウ 国民にとって分かりやすいものとなるよう、専門的な用語には解説や注釈を付し、また、図表やグラフを積極的に活用する。

エ 外部からの検証可能性を確保するため、政策評価の基礎となるデータなど評価

に関する情報について、データの解析容易性（CSV形式によるデータの提供）、印刷容易性（印刷範囲を設定した表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート形式によるデータの提供）などに配慮した形で公表するよう努める。

また、各行政機関は、学識経験者等が実施する政策評価の研究を契機とした政策評価の高度化に資する観点から、行政機関が収集した統計調査の調査票情報を学術研究等に活用する統計法に基づく委託による統計の作成等（オーダーメード集計。同法第34条）及び匿名データの作成・提供（同法第35条及び第36条）を積極的に進める。さらに、公的統計の提供も併せて積極的に推進する。

オ データ等が不足して外部から検証することができないなどの意見・要望が寄せられた場合は、それらを基に、外部からの検証可能性を確保するための適切かつ必要な措置を講ずるよう努める。また、各行政機関に共通する制度上の課題が生じた場合には、総務省が考え方を整理して各行政機関に提示する。

2 学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等

学識経験者等からなる政策評価に関する会議を開催している場合は、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることやインターネット配信等の取組を進める。

各行政機関の国民の意見・要望を受け付けるための窓口については、その所在や受け付けることとする意見・要望の内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう努めるとともに、意見・要望の活用の結果について公表するものとする。

3 その他

本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを行う。